

令和元年 7 月 1 1 日
四 国 電 力 株 式 会 社

**伊方発電所 3 号機 特定重大事故等対処施設
工事計画認可申請の分割について**

伊方発電所 3 号機の特定重大事故等対処施設（特重施設）※については、これまでの工事計画認可申請に係る審査状況および現地工事の詳細設計の進捗状況を踏まえ、早期に工事を進める観点から、工事計画認可申請書のうち、4 分割目を 2 つに分け、4 分割目の補正申請および 5 分割目の申請として、本日、原子力規制委員会へ申請書を提出しました。

特重施設の設置については、引き続き、丁寧かつスピード感を持って審査に対応するとともに、工事についても、安全を最優先に可能な限り工期短縮が図れるよう最大限の努力を継続してまいります。

※特定重大事故等対処施設

原子炉建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し、炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設であり、本体設備の工事計画認可から 5 年以内の設置が求められている。

（参考）伊方発電所 3 号機の特重施設に関する工事計画認可申請の状況

	申 請	認 可
1 分割目	平成 2 9 年 1 2 月 7 日	平成 3 1 年 3 月 2 5 日
2 分割目	平成 3 0 年 3 月 1 6 日	審査継続中
3 分割目	平成 3 0 年 5 月 1 1 日	
4 分割目	平成 3 0 年 8 月 1 3 日 補正：令和元年 7 月 1 1 日	
5 分割目	令和元年 7 月 1 1 日	

（注）平成 2 8 年 3 月 2 3 日 本体設備の工事計画認可
…特重施設の設置期限は 5 年後の令和 3 年 3 月 2 2 日

以 上